

令和元年（行ウ）第447号 割増賃金等請求事件

原告

被告 東京都

意見陳述書

2019年11月28日

東京地方裁判所民事第33部合議ほB係 御中

原告

私は、この訴訟の原告です。この意見陳述では、なぜ私がこの訴訟を起こすに至ったのか、裁判所の審理としてお願いしたいこと、をお話しします。

私は、今年の3月まで、東京都立墨東病院で薬剤師として働いていました。

私が薬剤師を志したのには、理由があります。私が生まれる前の話ですが、私の母が妊娠の初期にマイコプラズマ肺炎にかかったことがありました。その治療をするのに抗菌薬を投与することになったのですが、医師から、その薬は催奇形性があるので、子どもを下ろすか治療をあきらめるかを選ぶように言われたそうです。結局、母は子どもを下ろす決断をしました。

しかし、その当時は分からなかったのですが、後にその薬には催奇形性がなかったことが判明しました。

これは30年近く前の出来事でしたが、母は涙ぐんで私に語ってくれました。私はその話を聞いて、生まれて来ることのできなかった兄弟のためにも一生懸命生きようと心に決めました。そして薬は人の命を救う素晴らしいものだけれども、情報が欠けていたり正しい知識がなければ、逆に人を傷つけうるものだと痛感し、薬の適正使用に携わりたい、薬剤師になりたいと強く思うようになったのです。

この初心はずっと変わることなく、大学在学中も妊婦・授乳婦の薬物治療を専門に研究していました。

就職先として墨東病院を選んだのも、墨東病院は総合周産期母子医療センターで、ハイリスク妊婦の受け入れにも力を入れているため、私が取り組みたいと考えている妊婦・授乳婦への薬物治療に携われると思ったのが大きい理由でした。

質の高い医療を提供できる薬剤師になりたい、患者さんのための医療を提供したいという理想をもって、墨東病院で頑張りたいと考えていました。

しかし、入職早々、「1年目は有休を取ってはいけない」「超過勤務申請をしてはいけない」といった、『あれをするな』『これをするな』という話ばかりで、『こういう薬剤師になっていこう』という建設的な話は一切ありませんでした。

病棟に上がるようになったら、「ノルマは何件」など数値の話だけをされて、具体的な指導や、どうしたらもっと医療が良くなるかという話は一切ありませんでした。

そのうえ、「これも1年目の仕事だ」と掃除などの雑務を押し付けられ、連日夜9、10時頃まで残業を強いられました。業務は増える一方でしたが、超過勤務申請はさせてもらえませんでした。

一人ひとりの患者さんに寄り添い、丁寧に治療のサポートをしていきたいと思っ
ていましたが、それができない状況に追い込まれていきました。

そこは、妊婦・授乳婦の薬物治療に携わりたい、質の高い医療を提供できる薬剤師になりたい、患者さんやご家族に寄り添いたいという私の理想とは、全くかけ離れた世界でした。そのうちに、『私はなんで薬剤師になってしまったんだろう』と激しく後悔し、上司については『この人たちはどういう薬剤師を理想としているんだろう』とばかり考えるようになりました。

当時の墨東病院の薬剤科は、薬剤科長の言うことには、理不尽であっても従わなければならず、こちらの意見は何も言えませんでした。職場には閉塞感があふれ、職員には笑顔ひとつありませんでした。

職員はまるで駒のように扱われ、疲れきっていました。朝9時から夕方5時45分までが就労時間でしたが、とてもその時間内には終えられないノルマを課され、残業をしても『自己研鑽』だと言って超過勤務申請をさせてもらえませんでした。そのような職場の状況が問題視されて労働基準監督署が調査に入っても、「労基署の立ち入りがあるので終業時間の30分以内にタイムカードを切って、そのあと自己研鑽（要するに残業）をするように」と指示されました。

悪化の一途をたどる職場に心身ともに耐え切れなくなり、今年の3月に私は退職をしました。退職するにあたり、有給休暇申請の相談を上司にしましたが、地下の密室に連れていかれて、「何て自分勝手なんだ。チームのことを考えられな

いのか」と一方的に叱責されました。その結果ほとんど申請ができず、有給休暇を30日以上残したまま退職せざるを得ませんでした。

もうこれ以上、私と同じような経験をする人を増やしたくありません。

医療従事者が疲弊すれば、医療事故につながり、ひいては患者さんの不利益につながります。墨東病院の今の体制が変わらないことは、医療機関として非常に危険です。私の在職中にも、抗てんかん薬が10倍量で処方されたのに気付かず薬剤師が調剤し、投与されてしまったり、抗がん剤を取り違えたりといった医療事故が、実際に起きていました。

退職から半年以上が経ちました。しかし、今でも、私にパワーハラスメントをした元上司に街で出会わないか不安に思い、同じ苗字を見るだけで気分が悪くなります。当時の辛い経験を詳細に思い出すと、心も体も鉛のように重くなります。

それでも、私のような犠牲者をこれ以上増やしたくない、疲弊した職員の犠牲になる患者さんを生みたくない、そのために私はこの裁判を起こしました。

裁判で私の働いていた実態を明らかにし、その実態の合法性を問い、私の権利の実現を通じ、病院職場を変えていくきっかけにしたいのです。

裁判所には、私のこの思いを受け止めていただき、適正な審理をお願いいたします。

以上